

空家等の適切な管理に関する協定【概要】

1 目的

社会問題となっている適正に管理されていない空家等対策を強化するため、専門的知識を有する関係団体と相互に連携・協力して、空家等の所有者等が抱える問題解決を支援することで、空家等の発生抑制や適正な維持管理・有効活用の推進を図ります。

2 連携協定団体と主な業務内容

【新発田市】

- (1) 相談内容に応じて、相談者へ協定先団体を紹介します。
- (2) 市の広報紙及びホームページ等を活用して、協定先団体が行う空家等の相談業務等を広く周知します。

【協定団体】

団体名	主な業務内容
新潟県司法書士会 新潟市中央区笹口 1-11-15 TEL (025) 244-5121 FAX (025) 244-5122	法律や相続・権利関係、成年後見人等に関すること
新潟県土地家屋調査士会 新潟市中央区上大川前通 6 番町 1211-5 TEL (025) 378-5005 FAX (025) 225-5678	不動産表示登記、境界に関する調査・測量等に関すること
新発田市建設業協会 新発田市中心部 1-7-9 TEL (0254) 24-1531 FAX (0254) 24-1536	空家等の解体、修繕、その他空家等管理に関すること
公益社団法人 新発田地域シルバー人材センター 新発田市中心部 1-14-14 TEL (0254) 22-1010 FAX (0254) 22-0773	空家等の見回り、除草、樹木の剪定・枝おろし、雪囲い、その他空家管理に関すること
公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会 新潟市中央区明石 1-3-10 TEL (025) 247-1177 FAX (025) 247-0131	市の空家バンク制度による空家等の売買における交渉及び契約の仲介に関すること

順不同